

都市公園法施行令の一部を改正する政令案 参照条文

○都市公園法施行令（昭和三十一年政令第二百九十号）	（抄）	．．．．．	1
○都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）	（抄）	．．．．．	1
○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）	（抄）	．．．．．	2
○都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）	（抄）	．．．．．	2
○密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）	（抄）	．．．．．	2

○都市公園法施行令（昭和三十一年政令第二百九十号）（抄）

（占用物件）

第十二条 法第七条第七号の政令で定める工作物その他の物件又は施設は、次に掲げるものとする。

一〜八 （略）

九 都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）による市街地再開発事業に関する都市計画において定められた施行区域内の建築物に居住する者で同法第二条第六号に規定する施設建築物に入居することとなるものを一時収容するため必要な施設（国土交通省令で定めるものを除く。）又は密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）による防災街区整備事業に関する都市計画において定められた施行区域内の建築物（当該防災街区整備事業の施行に伴い移転し、又は除却するものに限る。）に居住する者で当該防災街区整備事業の施行後に当該施行区域内に居住することとなるものを一時収容するため必要な施設（国土交通省令で定めるものを除く。）

十 前各号に掲げるもののほか、都市公園ごとに、地方公共団体の設置に係る都市公園にあつては当該地方公共団体が条例で定める仮設の物件又は施設、又は施設、国の設置に係る都市公園にあつては国土交通大臣が定める仮設の物件又は施設

（占用の期間）

第十四条 法第六条第四項の政令で定める期間は、次に掲げるところによる。

一・二 （略）

三 法第七条第五号並びに第十二条第九号及び第十号に掲げるものについては、六月

四 法第七条第六号並びに第十二条第七号及び第八号に掲げるものについては、三月

○都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）（抄）

（都市公園の占用の許可）

第六条 都市公園に公園施設以外の工作物その他の物件又は施設を設けて都市公園を占用しようとするときは、公園管理者の許可を受けなければならない。

2・3 （略）

4 第一項の規定による都市公園の占用の期間は、十年をこえない範囲内において政令で定める期間をこえることができない。これを更新するときの期間についても、同様とする。

第七条 公園管理者は、前条第一項又は第三項の許可の申請に係る工作物その他の物件又は施設が次の各号に掲げるものに該当し、都市公園の占用が公衆の利用に著しい支障を及ぼさず、かつ、必要やむを得ないと認められるものであつて、政令で定める技術的基準に適合する場合に限り、前条第一項又は第三項の許可を与えることができる。

一〜四 （略）

- 五 非常災害に際し災害にかかった者を收容するため設けられる仮設工作物
- 六 (略)
- 七 前各号に掲げるもののほか、政令で定める工作物その他の物件又は施設

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）（抄）

（市街地開発事業）

第十二条 都市計画区域については、都市計画に、次に掲げる事業を定めることができる。

一～三 (略)

四 都市再開発法による市街地再開発事業

五・六 (略)

七 密集市街地整備法による防災街区整備事業

2 市街地開発事業については、都市計画に、市街地開発事業の種類、名称及び施行区域を定めるものとともに、施行区域の面積その他の政令で定める事項を定めるよう努めるものとする。

3～6 (略)

○都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 市街地再開発事業 市街地の土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新とを図るため、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）及びこの法律（第七章を除く。）で定めるところに従って行われる建築物及び建築敷地の整備並びに公共施設の整備に関する事業並びにこれに附帯する事業をいい、第三章の規定により行われる第一種市街地再開発事業と第四章の規定により行われる第二種市街地再開発事業とに区分する。

二～五 (略)

六 施設建築物 市街地再開発事業によつて建築される建築物をいう。

七～十三 (略)

○密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）（抄）

（定義）

第二条 この法律（第十号に掲げる用語にあつては、第四十八条を除く。）において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 密集市街地 当該区域内に老朽化した木造の建築物が密集しており、かつ、十分な公共施設が整備されていないことその他当該区域内の土地利用の状況から、その特定防災機能が確保されていない市街地をいう。
- 二 防災街区 その特定防災機能が確保され、及び土地の合理的かつ健全な利用が図られた街区をいう。
- 三 特定防災機能 火事又は地震が発生した場合において延焼防止上及び避難上確保されるべき機能をいう。
- 四 防災公共施設 密集市街地において特定防災機能を確保するために整備されるべき主要な道路、公園その他政令で定める公共施設をいう。
- 五 防災街区整備事業 密集市街地において特定防災機能の確保と土地の合理的かつ健全な利用を図るため、この法律で定めるところに従って行われる建築物及び建築物の敷地の整備並びに防災公共施設その他の公共施設の整備に関する事業並びにこれに附帯する事業をいう。
- 六 十五 (略)